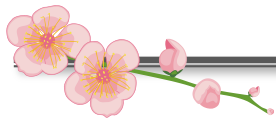


# 第 1 章 計画の概要





## 1 計画策定の趣旨

本市の障害者施策については、現障害者計画・障害福祉計画の「障害のあるひと、ないひと、みんなでつくる、福祉のまち いわぬま」を基本理念として、「地域で自立して生活できるまち」、「自らの能力を発揮して自己実現ができるまち」、「快適で安心して暮らせるまち」の3つの視点により、総合的に施策を推進しています。それぞれの計画は、平成23年度までを期間とするものであり、両計画の終了を迎えることから、この度、平成24年度からの新たな計画を策定するものです。

障害者を取り巻く環境は、平成18年4月から、地域生活と就労支援に焦点があてられた「障害者自立支援法」が施行され大きく変化してきました。現行の法制度においても平成22年4月からは、利用者負担の軽減について見直しが実施されるなど、課題への対応や施策の方向性について注目されています。

この中、平成22年12月10日に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、平成23年8月5日には、「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布されるなど、障害者自立支援法の廃止を前提とした、新たな総合的福祉施策への転換が急速に進められています。

本市における平成24年度からの新たな計画の策定にあっては、国の障害者基本法及び宮城県の「みやぎ障害者プラン」を基本とするとともに、今後、見込まれる大幅な制度改革などの状況変化に、計画期間中にも必要に応じて計画の見直しを行うことなど、的確に対応できるものとします。また、東日本大震災は極めて甚大な被害をもたらしましたが、応急仮設住宅入居者をはじめとする被災者への健康保持、こころのケアなどの継続的な取組みが求められます。このため、震災復興の取組みとの整合性を図りながら、本市の障害者施策を計画的に推進するため、障害者施策の基本方針と施策展開の方向を明らかにします。



## 2 法令の根拠

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定めるものです。また、障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条に定められている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。

このため、障害福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関する部分の障害福祉サービス等に関する実施計画としての位置づけとなります。

## 3 計画の性格と計画の期間

本計画は、本市の上位計画である岩沼市新総合計画「iのあるまち いわぬま～参画と連携で育むまちづくり～」の理念を踏まえる個別計画として、障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定するものです。

### ①岩沼市障害者計画

障害者基本法に基づく中・長期の計画・・・平成24年度～平成29年度（6年間）

### ②岩沼市障害福祉計画

障害者自立支援法に基づく3年の計画・・・平成24年度～平成26年度（3年間）

### 【計画の期間】

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
岩沼市障害者計画（2期）					
岩沼市障害福祉計画（3期）					
			岩沼市障害福祉計画（4期）		
岩沼市新総合計画		次期 総合計画			



## 4 計画の策定体制

市民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、サービス利用者等で構成する「岩沼市障害者計画等策定委員会」を設置し、岩沼市障害者計画・障害福祉計画に関して審議し、計画策定を行いました。

なお、本計画は、「岩沼市障害者計画等策定委員会」において計画案を審議するとともに、障害福祉サービス利用者等を対象に障害者福祉についての意識調査、関係団体等のヒアリングの結果を踏まえ、計画策定にその結果を反映したものです。また、計画素案に対するパブリックコメントを実施し、県との調整を図りながら策定しました。

### (参考：アンケート調査について)

#### ●調査目的

障害者基本法の基本理念に即し、障害者自立支援法に基づく岩沼市障害福祉計画と一体の岩沼市障害者計画の策定を行うため、障害のある人の生活全般にかかわる実態や障害者の福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握すると共に、地域の特性や実情に応じた計画策定の基礎データとするため、アンケート調査を実施しました。

- 調査名 障害者福祉についての意識調査
- 対象者 障害福祉サービス利用者および利用見込み者 211人
- 調査期間 平成23年10月25日～平成23年11月24日
- 調査方法 郵送及び訪問・聞き取りによるアンケート調査
- 回収結果 176サンプル
- 回収率 83.41%

	送付数	回収数	有効数	回収率
身体障害者	41	39	39	95.1%
知的障害者	132	104	104	78.8%
精神障害者	38	33	33	86.8%
合計	211	176	176	83.4%

※身体障害者回収数のうち、知的障害との重複者2名

※知的障害者回収数のうち、身体障害との重複者4名

※精神障害者回収数のうち、身体障害との重複者1名

- 調査主体 岩沼市健康福祉部社会福祉課